		その他の圧延機	
	八四五五・二一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五五・二二	冷間圧延のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四五五・三〇	圧延機用ロール	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・六七		手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	
		ニューマチックツール	
	八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四六七・一九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		電気式の原動機を自蔵するもの	
	八四六七・二一	ドリル	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四六七・二二	のこぎり	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四六七・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		その他の工具	
	八四六七・八一	チェーンソー	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四六七・八九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・六八		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	
	八四六八・一〇	手持ち式トーチ	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四六八・二〇	その他のガス式の機器	LVC四十パーセント又は、CTSH

	八四六八・八〇	その他の機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・七三		第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	
	八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	LVC四十パーセント又は、CTH（第八五・四二項からの変更を除く。）
八四・七四		選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造形機	
	八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		混合機及び捏和機	
	八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四七四・三九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四七四・八〇	その他の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
八四・七五		電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	
	八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
		ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	
	八四七五・二一	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機	LVC四十パーセント又は、CTSH